

松山市動物救護活動実施要領

松山市（以下「市」という。）及び社団法人愛媛県獣医師会（以下「獣医師会」という。）が締結した災害時の動物救護に関する協定に基づき、動物救護活動の実施方法等について、この要領に定める。

（動物救護本部）

第1 市は、災害の状況により松山市動物救護本部（以下「救護本部」という。）を松山市保健所生活衛生課に設置する。

2 本部長は生活衛生課長をもって充てる。

（連絡調整）

第2 救護本部は、市役所内関係部署及び緊急災害時動物救援本部との連絡調整を行うほか、国、県等各自治体の関係機関、被災動物支援団体等と連絡調整を行う。

（相談窓口の設置）

第3 救護本部は、被災者が避難所等において被災動物と円滑に生活できるよう支援するため、生活衛生課及び本部長が必要と認めた場所に相談窓口を設置する。

（広報）

第4 救護本部は、動物救護活動の内容等について、報道機関やホームページ等を通して情報の発信を行い、また、各種問い合わせ及び相談に対応する。

（支援物資の確保）

第5 救護本部は、飼養支援及び健康管理支援に必要な物資（以下「支援物資」という。）について、可能な限り提供することとし、必要に応じて購入、関連団体への要請及び寄附の受入により調達する。

2 救護本部は、支援物資の管理を行う。

（基金の設置及び管理）

第6 本部長は、救護活動を行うため、松山市動物救護基金（以下「救護基金」という。）を設置する。

2 救護基金は、寄付金をもってこれに充てる。

3 救護基金からの支出については、本部長が決定する。

4 支援物資の購入経費については、救護基金から支出することができる。

5 獣医師会が本要領に基づいて行った治療等に要した検査、薬剤及び器具類に係る経費について、救護基金から支出することができる。

（動物救護センター）

第7 救護本部は、必要に応じて松山市動物救護センター（以下「動物救護センター」という。）を開設する。

2 救護本部は動物救護センターの場所の選定に関し、必要に応じ愛媛県動物救護本部、獣医師会及び関係行政機関と協議し決定する。

3 動物救護センターは、愛媛県動物救護本部の活動に伴い、愛媛県動物救護本部と協議のうえ、愛媛県動物救護本部が設置又は管理する動物救護施設と連携、または合併することができる。

(動物救護活動に従事する獣医師)

第8 獣医師会は、動物救護活動に従事させるため、会員のうちから必要と認められる人数を動物救護センター等に派遣する。

2 獣医師会会員以外の獣医師は、予め救護本部に登録したうえで救護活動に従事することとする。ただし、活動開始後の登録も妨げない。

(被災動物の治療)

第9 被災動物の治療は応急処置のみとし、手術や入院を含む治療の方法及び予後の管理方法等については、治療に当たった獣医師が、飼養者等と協議の上で判断するものとする。

(動物救護センターにおける活動内容)

第10 救護本部及び獣医師会は、飼養者不明で保護された被災動物及び避難所等への同行避難が困難とされた被災動物について、一時的に動物救護センターに収容・保管し、適切に飼養する。

2 獣医師会は、動物救護センターで一時的に保管されている被災動物の健康診断を行い、必要に応じて治療を行う。

3 動物救護センターにおける保管期間は原則2週間以内とし、必要に応じて適宜延長する。

(避難所被災動物関連施設における活動内容)

第11 救護本部は、被災動物と同行して避難所等に避難した飼養者等に対し、必要に応じて支援物資を配給する。

2 獣医師会は、避難所等内に被災動物関連施設が設置された場合、被災動物の健康管理支援等を行う。

3 獣医師会は、被災地域の巡回等により、避難所等に避難した被災動物の健康診断を行い、必要に応じ、飼養者等と協議の上、動物救護センター等への収容指導、治療等を行う。

(被災動物の返還及び譲渡)

第12 救護本部及び動物救護センターは、動物救護センター及び避難所保護施設等にて一時的に保護・保管している被災動物について、飼養者等から返還を求められた場合は、飼育環境等を確認のうえ、返還する。

2 救護本部及び動物救護センターは、動物救護センター等で保護・保管した動物及び避難所等に避難した被災動物について、飼養者が判明しない動物や飼養者等から他の者への譲渡の申出があった場合であって、当該飼養者等による飼養の継続が困難であると認めたときには、広く希望者を募り譲渡を行う。

(ボランティア)

第13 救護本部は、被災動物の救護に係る支援の申し出があった場合、動物救護センターとともにボランティア等の受付け、登録及び調整を行う。

2 ボランティア等の活動内容は原則として避難所及び一時保管場所における被災動物の飼養補助とする。

(手当等)

第14 活動に従事する者への手当は原則として支給しない。

(その他)

(救護活動の終了)

第15 本部長は、救護活動の継続が必要でなくなった場合、継続が困難と認められた場合、または緊急災害が終息したと認める場合は、関係機関と協議の上、救護活動を終了するものとする。

第16 上記のほか、必要と認められた活動等については、救護本部及び獣医師会が協議の上、連携してこれを実施する。

附則

(施行期日)

この要領は、平成24年10月12日から施行する。